

会社法では、利益処分案に代わり「株主資本等変動計算書」が計算書類の1つとされていますが、組合では作成する必要はなく、「剰余金処分案(又は損失処理案)」の作成が義務づけられています。

(1)剰余金処分案(損失処理案)について

剰余金処分案(損失処理案)とは、決算によって当期利益が算出され、前期繰越利益若しくは前期繰越損失を加減した金額を処分又は処理するために作成するものです。剰余金処分、損失てん補に当たっては、法令及び定款の規定に従って作成しなければなりません。

(2)剰余金処分の方法について

組合法及び定款に定められている積み立ては、当期利益(繰越損失を控除した金額)を基に行わなければなりません。当期利益(繰越損失を控除した金額)の金額が少額であっても積み立てを行います。

<参考例>

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
当期末処分剰余金	1	△1	△2	△2
組合積立金取崩	0	1	3	0
剰余金処分量	1	0	0	0
次期繰越剰余金	0	0	1	△2

ケース1・ケース3は剰余金処分案を作成、ケース2・ケース4は損失処理案を作成。

(3)法定利益準備金について

組合は、定款で定める額に達するまでは毎事業年度の剰余金の10分の1(共済事業を行う組合にあっては、5分の1)以上を準備金として積み立てなければなりません。なお、損失のてん補以外には取り崩してはいけません。なお、非出資商工組合の場合は、法定利益準備金の規定はありません。

(4)特別積立金について

定款に定めている場合、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てなければなりません。

(5)教育情報費用繰越金(法定繰越金)について

教育事業を実施している組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り超さなければなりません。企業組合、商工組合、協業組合は、教育情報費用繰越金の規定はありません。なお、出資配当や事業利用分量配当を実施する組合については、これらを控除した後でなければ配当できないこととなっています。

3.登記申請

<代表理事変更登記>

総会(総代会)で役員の変更があった場合、代表理事の就任承諾後2週間以内に、法務局に代表理事の変更登記申請をしなければなりません。なお、代表理事が再選された場合でも、登記申請をしなければなりません。また、代表理事が変更になった場合、改印届は申請書と同時に提出して下さい。

<その他の変更登記>

定款変更を行った場合、変更の内容によっては登記が必要な場合がありますので、本会までご相談ください。

※登記を怠りますと、登記懈怠で代表理事個人に過料が科せられますので、ご注意ください。